

# 令和7年度 多摩市立瓜生小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）」を以下のとおり定めるものとする。

## I いじめの防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

## II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

### 方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中にとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

## III いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示すいじめ対策委員会を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携等の役割を果たす。

### 【構成メンバー】

校長		副校長	
いじめ対策委員長 (生活指導担当)		スクールカウンセラー	
いじめ防止委員	各学年担当者	(1年) (4年)	養護教諭
		(2年) (5年)	
		(3年) (6年)	
		(専科) (ひばり)	

## 具体的な取組

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。  
②人権教育において育てたい資質や能力を明らかにし、全教科において指導を図る。  
③教室内に人権教育に関わる内容の啓発資料等を貼る。
- (2) 道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) ①たてわり班活動を年間9回実施することで他学年児童を思いやる心の育成を図る。  
②きょうだい学年での活動を通して、上学年児童のリーダー性や低学年児童の上学年児童に対する感謝の気持ちなど児童の豊かな人間性の育成を図る。  
③『多摩市かがやきブック』を活用した児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
- (4) ①ふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材『STOP！いじめ あなたは大丈夫？』を活用した授業を行う。  
児童委員会が主体となっていじめ防止標語づくりを実施する。  
②「いじめは絶対にしてはいけない」という訓話をふれあい月間の月初めに全校朝会で行う。
- (5) ①特性がある児童の指導・支援について、巡回心理士やスクールカウンセラーの助言を活かし、児童理解に努める。  
②学期1回の生活指導全体会で個別に支援が必要な児童への共通理解と支援の体制を図る。  
③毎週金曜日の生活指導夕会を実施する。  
④全教育活動を通して学級の一員としての存在感が味わえる望ましい集団作りを図る。  
⑤正しい言葉遣いについての話をするなど、言語環境の適正化を図り、教育環境を整える。
- (6) ①「多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット」「いじめ防止のDVD」をふれあい月間の前に学年毎に活用し、ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。  
②セーフティ教室の実施。内容は、情報モラルやSNS、ネット上のトラブル防止などについて外部講師の指導を受け、安全な使い方と危機意識を児童に身に付けさせる。
- (7) 年間で合計3回、各学級で「いじめに関する授業」を行う。校内では、年間に3回、教職員をを対象に「いじめに関する研修」を行う。1回目は、いじめの定義・いじめ防止基本方針・重重大事態への対処、2回目はいじめの認知・対応・解消、3回目は関係機関との連携について研修を行う。

## 方針2 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめは、大人が気づきにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃すことのないよう認知能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童がいじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

### 【具体的な取組】

- (1)
  - ①「いじめアンケート」を年に3回実施し、その結果をもとにいじめ対策委員会を開き、情報交換と連携した対応に努める。
  - ②スクールカウンセラーや心理士・ピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
  - ③週当番の見回りで休み時間の校舎内外の過ごし方や清掃中の様子などを指導し、金曜日の生活指導夕会で報告する。問題点を全職員で共有化し対応する。
  - ④毎週水曜日に、教職員とPTAとの連携により挨拶運動を実施する。  
児童委員会の児童による挨拶運動を実施する。
  - ⑤児童が安心して学校生活を送るために、保護者と教師との密な連携を図る。
- (2)
  - ①必要に応じて保護者との面談や担任と児童の二者面談を実施する。
  - ②児童及び保護者に相談機関の連絡先等の周知をする。
  - ③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を設け、情報共有を行う。
  - ④児童や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。
  - ⑤スクールカウンセラー・心理士による情報を校内の生活指導全体会に取り入れる。(相談内容の伝達など)

### 方針3 いじめへの対応

- (1) いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図り、児童の実態を把握する。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

#### 【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、月1回いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守りなど児童の安全確保を行う。  
②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について多摩市子ども家庭支援センターとの情報を共有する。  
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) ①いじめにかかわる状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。  
②地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守りを行う。
- (5) ①加害の児童への指導を行ったにもかかわらず加害児童に改善が見られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。